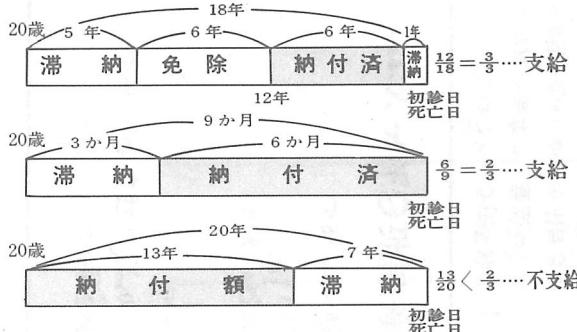


## ⑦ 広報よこしば



忘れたら大へん、国民年金の保険料



子2人の妻には月額八万円

遺族基礎年金の額は、表2のとおりです。  
子2人を養育する妻には、月額八万円が支給されます。

母子・準母子・  
遺児年金は廃止

母子年金・準母子年金・遺族年金は廃止され、遺族基礎年金に切り替えられます。

現在、受給している人には、年金額が遺族基礎年金と同様に引き上げられます。

## 自営業者等に独自の給付

付  
加  
年  
金

付加年金、寡婦年金、死亡一時金は、自営業者など第一号被保険者だけの独自の給付となります。

定額保険料に四百円上乗せの保険料を納付する、いわゆる付加保険料は、納められなくなります。加入者であれば誰でも加入できることになっていますが、新規

### 第1号被保険者



20歳以上60歳未満の自営業の人とその家族

寡婦年金

寡婦年金は、老齢基礎年金を受けられる夫が、年金を受けずに亡くなつたとき、その妻に60歳から65歳になるまで支給されます。年金額は、夫が受けられる老齢基礎年金の4分の3です。(現在は2分の1)

表2. 遺族基礎年金の額(月額)  
〔妻のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	子の加算	合計
子が1人いる妻	50,000円	15,000円	65,000円
子が2人いる妻	50,000円	30,000円	80,000円
子が3人いる妻	50,000円	35,000円	85,000円

### 〔子のうける遺族基礎年金〕

区分	基本額	加算	合計
1人のとき	50,000円	—	50,000円
2人のとき	50,000円	15,000円	65,000円
3人のとき	50,000円	20,000円	70,000円

死亡一時金は、保険料を3年以上納めた人が、年金を受けずに亡くなり、その遺族が遺族基礎年金を受けられない場合に支給されます。死亡一時金の額も、次のように改善されます。

### 死亡一時金の金額

[保険料納付済期間]	[現行]	[新制度]
3年以上～20年未満	23,000円	→ 100,000円
20年以上～25年未満	28,000円	→ 126,500円
25年以上～30年未満	36,000円	→ 160,000円
30年以上～35年未満	44,000円	→ 200,000円
35年以上～40年未満	52,000円	

◆ 年金額は、昭和59年度価格で表示しております。  
昭和61年4月には、昭和60年末までの物価上昇率に応じて年金額は改定されます。

死  
亡  
一  
時  
金